

経営企画室から

高等部保護者の皆様へ

高等部授業料について

令和2年度高等部授業料徴収対象者は以下のようになっています。

普通科	1年	高等学校等就学支援金対象※
	2年	
	3年	
専攻科	1年	徴収対象
	2年	

※高等学校等就学支援金を申請されない方、審査後認定されなかった方は授業料徴収対象となります。

- 納入金額 年額 1,200 円 (月額 100 円)
専攻科の方は、できるだけ1年分(1,200円)の納入をお願いいたします。
- 納入期限 令和2年4月27日(月)
- 納入場所 立川ろう学校 経営企画室窓口

現金 1,200 円 + 授業料納入通知書兼領収書綴 (原符) 納入通知書兼領収書綴の原符は、綴りから切り離さないでお持ちください。

授業料減額・免除制度について

	対象となる方	減額・免除の額
①	生活保護受給世帯	全額免除
②	生活保護受給世帯と同程度の世帯	全額免除 (要・世帯所得による審査)
③	生活保護受給世帯に準ずる世帯	1/2 減額 (要・世帯所得による審査)

授業料減額・免除を希望される方は、経営企画室担当者にお申出ください。
(授業料減免が認められた場合でも、学校納付金は、減額や免除になりません)

授業料についての詳細は東京都教育委員会のホームページをご覧ください⇒

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/tuition.html>

高等学校等就学支援金について

都立特別支援学校の高等部に在学する生徒を対象に、最大36か月にわたり、授業料を国が支援する制度です。支給手続を行わない場合は、授業料を御負担いただくこととなります。

■支給対象世帯

第1回申請時…都民税・区市町村民税所得割額の合算が507,000円未満の世帯

第2回申請時…地方税の課税所得×6%－調整控除の額が304,200円未満の世帯

※共働きの場合、世帯の所得割額は、両親の合算額となります。

■いつどんな手続が必要なの？

1 マイナンバーを利用する場合

高等部1年4月に高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を提出

2 マイナンバーを利用しない場合

高等部在学中に4回の手続きが必要になります。

第1回 高等部1年 4月 受給資格認定申請書と前年度分課税証明書を提出

第2回 高等部1年 7月

第3回 高等部2年 7月

第4回 高等部3年 7月

収入状況届出書と当年度分課税証明書を提出

※審査の結果、認定されなかった方は授業料を納付していただくこととなります。

就学支援金についての詳細は東京都教育委員会のホームページをご覧ください⇒

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/scholarship.html>

多子世帯における都立学校授業料支援事業について

■支給対象世帯

高等部（本科・専攻科）に在籍している生徒のうち、就学支援金支給対象外世帯で、保護者が扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯

■支援内容 授業料の1/2を減免

■いつどんな手続が必要なの？

提出書類

(ア)授業料通信教育受講料減免申請書

(イ)扶養親族等状況届（授業料等減免）

(ウ)保険証コピー（23歳未満の扶養している子全員分）

4月分より減免を希望する方は4月中に申請してください。

就学支援金が認定された場合は対象となりません。

東京都立学校等給付型奨学金について

高等部に在学する生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の教育活動に参加するために必要な経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

■給付対象世帯(高等部対象)令和2年度より専攻科も支給対象になりました！

- ①生活保護受給世帯・住民税所得割額非課税世帯 給付限度額 50,000 円
②都民税・区市町村民税所得割額合算額 85,500 円未満の世帯 給付限度額 30,000 円
※所得割額は両親の合算額です。

■いつどんな手続きが必要なの？

1 マイナンバーを利用する場合

高等部普通科入学時 4 月に給付型奨学金受給に係る申請書を提出

2 マイナンバーを利用しない場合

毎年 4 月に給付型奨学金受給に係る申請書と前年度住民税課税証明書を提出

■給付対象経費(就学奨励費対象経費は対象外)

①実習等における経費

- ・実習に必要な装備品・保険料など
- ・実習に必要な細菌検査・健康診断等費用
- ・実習に必要な付添人の交通費 等

②学力向上に向けた経費

- ・模擬試験受験料
- ・実力テスト受験料
- ・AO・論文対策講座受講料 等

③検定試験・資格試験経費

- ・漢字検定費
- ・英語検定費
- ・情報処理技術検定費
- ・簿記検定費 等

④自立と社会参加に向けた障害支援機器等に要する経費

■給付対象となる奨学金の申込方法は・・・

▶ 検定試験を受ける場合

- ①検定試験受験申込書と給付型奨学金受給申込書を提出してください。
- ②学校から給付型奨学金支給決定通知書が配布されます。
- ③学校から検定協会に直接費用が支払われます。

※年間支給限度額を超過する場合は保護者負担となります。

給付型奨学金についての詳細は東京都教育委員会のホームページをご覧ください⇒
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/non-refundable_scholarship.html